

定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。）千分の百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の五十四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百四十六に相当する税額のたばこ税

三 税率特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の三十三に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百六十七に相当する税額のたばこ税

（担保の提供）

第十三条 たばこ税法第二十二条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税關長は、たばこ税法第二十三条第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供しなくて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

（延滞税）

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する金額及び千分の八百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の五十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百四十六」とする。

3 税率特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の百八」とある

(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

第十五条 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を納付すべき場合について準用する。

第十二条第一項の規定は、第一項(前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

第二条 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充當するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

第三条 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の八百九十二に相当するたばこ特別税の過誤納金の還付があつたものは、とし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

第四条 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。
(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一條第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合には、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれら規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する金額及び千分の八百九十二に相当する金額を、そ

法 た ば こ 税	第一欄	欄 第 二	第三欄	第四欄		
号 口	第二項	第十 条	た ば こ			
	稅、					
	た ば こ 税					

（当該職員の質問検査権等）

第十九条 国税通則法第七十四条の五第一号及び規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第二十条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第二十一条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等）

第二十二条 たばこ特別税に係る次の中の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、その必要性に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法

て申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免

の規定の適用に
譲与税配付金特
及び譲与税配付

ついては、同項中「交付税及び別会計」とあるのは、「交付税金特別会計、国債整理基金特別

第二十六条 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

(施行期日)
附 則

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいふ。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、当該申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

四 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年五月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しなければならない。

五 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

第一項の規定によりたばこ特別税を課された又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税關長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

六 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条

第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された。又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十一條の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが、当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを、製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

たばこ税法第二十六条(第二号を除く。)の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

第三項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置)

第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前項第一項の規定の適用を受けるものを除く。)につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十二月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の

提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用について、は、「同項第五号中「たばこ税額」(二)とあるのは、「たばこ税額」一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとして」とする。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略

八 第一条中租税特別措置法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の三及び第八十八条の四の改正規定並びに附則第三十八条第一項及び第四項、第五十一条並びに第五十三条の規定 平成十一年五月一日

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。)並びに附則第二条から第七条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。)並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第十二条から第二十七条规定は同年四月一日から施行する。

八号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第八
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成十五年七月一日

イ 略

ロ 第十二条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定(「平成十六年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める部分を除く。)並びに附則第一百二十八条から第百三十二条まで並びに第百四十四条の規定

附 則 (平成一八年三月三一日法律第九
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日

イ 略

ロ 第十三条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定(「平成十九年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める部分を除く。)

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置)
第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合におけるこの法律によることの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）
第一百六十六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第二十一条の規定
社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四十四条）の施行の日のいずれか遅い日
（附則）（平成二六年三月三一日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
第一百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日
ト 第十二条の規定及び附則第二百二条から第三百五条までの規定

(施行期日)

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う一般的経過措置)

第二百二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税については、なお従前の例による。
(紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率の特例)

第一百三条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次条第四項及び附則第五条第四項において「特別措置法」という。）第八条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで 千本につき四百五十六円
二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十日まで 千本につき五百二十三円
三 平成三十年四月一日から令和元年九月三十日まで 千本につき六百二十四円

(たばこ特別税に係る未納税移出等に関する経過措置)

第四条 附則第五十一条第一項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第一号に定める税率とする。

附則第五十一条第二項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第二号に定める税率とする。

附則第五十一条第三項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第三号に定める税率とする。

この特別税の税率は、特別措置法第八条第一項に規定する税率とする。

(罰則に関する経過措置)
第一百四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成三十年十月一日

イ 第六条の規定 (同条中たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。)並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第一百三十条、第一百三十一号及び第一百三十五条(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十二項及び第十三項、第一百三条第三号並びに第一百五条の改正規定に限る。)の規定

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十一条 平成三十年十月一日から令和三年九月三十日までの間ににおける前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(以下この条において「新特別措置法」という。)の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>五百一十九条 次に掲げる規定 令和元年十月一日 (罰則に関する経過措置)</p> <p>五百二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する場合における罰則の適用については、なお従前の例によることとする。</p>	<p>五 次に掲げる規定 令和元年十月一日</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 第十一条中租税特別措置法第八十七条の三第一項の改正規定及び同法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万二千円」を「一万二千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第八十条、第八十一条及び第一百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）第十九条の改正規定を除く。）の規定</p> <p>六 次に掲げる規定 令和二年一月一日</p> <p>ロイ 略</p> <p>第十条中国税通則法第七十四条の五の改正規定、同法第七十四条の七の次に「一条を加える改正規定、同法第七十四条の八の改正規定、同法第七十四条の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定（「は」を「。以下この条において同じ。」は「に、」の氏名を「。以下この条において同じ。」に、「当該名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三条の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」に、「当該金融機関等が保有する」に改める部分を除く。）、同法第一百十三条の二第一項の改正規定及び同法第一百二十八条第三号の改正規定並びに附則第二十七条第二項、第一百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定に限る。）及び第百一条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）第三十二条の改正規定及び同法第六十二条第一項の改正規定に限る。）の規定</p>
---	--

